

IV 学長による改善方針

2014 年度自己点検・評価の評価結果に示された「効果が上がっている事項」や「改善すべき事項」に対して、さらなる長所の伸長や改革・改善を推進するため、全学的に取り組むべき改善方針を示す。この方針に基づき、次年度「教育・研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）」の策定を行うものとする。

基準1 理念・目的 に関する改善方針

- ① 本学の理念や目的について、学生が入学後に理解する機会が少ないため、学生及び大学教職員に「建学の精神」や「明治大学グランドデザイン 2020」の理解を深めてもらうため、各種媒体を通じた発信を展開する。特に、「スーパーグローバル大学創成支援事業」等の教育プログラムにおいて、「建学の精神」や「養成する人材像」が背景にあることを教職員や学生に示す。
- ② 本学のPDCAサイクルにおいて、Plan の核といえる「教育・研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）」が学内にしか公表されていないので、これを広く学外に公表し、大学全体で推進する政策課題と各学部等の取り組む課題を整理し、大学の計画を体系的に示す。
- ③ 「学校法人明治大学長期ビジョン」と「明治大学グランドデザイン 2020」が重複し、大学の理念・目的の実現に向けた方針が分かりにくくなっている。これを解消するためにグランドデザインを「長・中期計画書・単年度計画書」「自己点検・評価」等を含めたマネジメント体系として再設定し、到達目標、達成時期を含めたマネジメントシステムとしての実効性を高める。

基準2 教育研究組織 に関する改善方針

- ① 法科大学院及び専門職大学院については、その位置づけやこれからの在り方、学部ならびに既設研究科との関係等について、全学的視点からの発展計画の策定と整備を図っていく。
- ② 男女共同参画推進について、「女性研究者研究活動支援事業推進本部」のもとで運営を図る体制を取り、全キャンパスに分室を展開するとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から全学的啓発とその教育への還元に取り組んでいく。

基準3 教員・教員組織 に関する改善方針

- ① 専任教員データベースの入力率は高いものの、教育業績に関しては入力率が低い傾向が見られる。教員の教育研究活動等の業績評価について、特に教育業績を把握し、より適切な評価制度も定めるために、教員の教育業績を把握する責任主体、方法、仕組みについて「学長スタッフ会議」において原案を策定する。教員の教育研究業績評価につ

IV 学長による改善方針

いては、中期計画に沿って「教育開発・支援センター」及び「学長スタッフ会議」において検討し、原案を策定する。

- ② 「教員任用計画の基本方針」を策定する中で任用関連の検証を行い、「学長スタッフ会議」において大学全体の方針を示していく。特に特任教員に関しては、担当が大学院学生の英語能力向上を目的とした科目など今後も恒常的に開設される科目であるため、特任教員制度や特任教員、助教を含めたSRの見直しを開始し、「将来構想委員会」での検討を開始する。また、専任教員採用人事は学部主導で行われることから、大学院研究科との連携が不十分な学部もあるので、学部と研究科が一体となって任用計画を策定する。ST比に基づき各学部が任用するにあたり、各学部・研究科の定める「求める教員像」と「教員組織の編制方針」が、「学長方針」および「教員任用方針」に基づいているかを検証する仕組みを整備していく。
- ③ 女性研究者の増加に関しては全学で方針を共有しているが、必ずしも実態が伴っているとはいえない。男女共同参画推進センターが開設され、男女共同参画の推進体制が整備されつつあるので、女性研究者を生み出す土壌を整備するための長期的な視点からの雇用計画を、学長のリーダーシップのもと学長スタッフが共有して取り組んでいく。

基準4(1) 教育目標, 学位授与方針, 教育課程編成・実施方針 に関する改善方針

- ① 各学部・研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められているものの、学習成果が明確化されておらず、抽象的な内容に留まっているので、全学及び各学部・研究科の学習成果の明確化を図る。また、カリキュラムマップを作成する等により、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の関連を具体的に明らかにしていく。
- ② スーパーグローバル大学創成支援事業における本学の構想「世界へ！MEIJI8000」で掲げた教育目標を基礎に、明治大学全体の「教育目標」「3つのポリシー」を定めるとともに、各学部・研究科の定める教育目標や各種方針との整合性及び体系性を確立し、その上で各種方針に沿って学生が学習しているか検証することから、学生の成長を確認していく。

基準4(2) 教育課程・教育内容 に関する改善方針

- ① 近年は科目数が増大しており、大学全体として適正なカリキュラム規模を検討し、体系化されたカリキュラムを再構築する必要がある。適正なカリキュラム規模を考慮することで教室事情や新授業時間割に対応するとともに、各学部・研究科の定める教育課程の編成・実施方針に沿った、学生のニーズにも合うカリキュラム策定を進める。
- ② スーパーグローバル大学創成支援事業における「未来開拓力」を育成するための科目として「学部間共通外国語科目」「国際協力人材育成」「日本ASEAN相互理解」「グ

IV 学長による改善方針

ローバル人材育成」「国際教育」を設置しているが、各学部独自の取組みとの相互連関が未だ明確になっていないので、体系的なプログラム構築を進める。各学部の卒業要件との整合を図り、学生の履修選択に適切な情報を「GLOVAL NAVI」等を利用して提供していく。

- ③ 全学共通教育科目（日本語科目・学部間共通外国語科目等）は各科目の運営委員会で行われており、教育内容を改善し、見直しを推進できる効果的な体制の整備を行っていく。海外からの留学生受け入れにおいては、日本語教育の充実は必須であり、その推進体制についても全学的視野から見直しを図る。特に、「日本語」関係科目の授業設置が受講生のニーズと必ずしも合っていない点を改善していく。また、学部間共通外国語科目は科目担当教員と学部間共通外国語運営委員会との連携を図るために、より一層の質の保証や授業内容の共通化のための取組みを進める。
- ④ 英語学位コースの設置以降、外国人留学生数の増加及び出身国の多様化が図られてきている。海外大学とのジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等を視野に入れながら、その更なる増設・充実を可能な学部・研究科等から実現を図っていく。また、今後、同コースについては、英語での専門科目群による学部横断的あるいは研究科横断的なプラットフォームを構築していく。その点も含め、スーパーグローバル大学創成支援事業「MEIJI8000」構想調書における目標設定に向けた取組みを開始する。

基準4(3) 教育方法 に関する改善方針

- ① 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を意識した教育方法の検証を行い、授業内容を整備したうえで、学生の主体的な学習を促すシラバスの作成とそれに基づく授業実施につなげる。特に、大学院では、シラバスの記載内容の検証体制を整備し、シラバスにおける授業内容や成績評価の方法について、教員への周知を徹底するとともに、研究科によって記述の精粗がないように、大学院独自の執筆要領を整備し、検証体制を整備する。
- ② 今後の教育は、教員数や授業数の拡大は困難であり、授業数をスリム化したうえで、授業内容を充実させる量から質への転換が求められる。授業の質の向上策として、教育開発・支援センター等が主体となり、アクティブラーニングの現状把握を行い、FD研修会や報告会等を通じて、たとえばユビキタス教育における導入事例やその効果を紹介するなど、アクティブラーニングの全学的な導入に向けた周知徹底・支援を図る。
- ③ 学生による授業改善アンケートは、教育の効果や成果を知るうえで重要であり、学部教授会等での協力要請等を通じて、実施率の向上を目指す。また、個々の教員だけではなく組織的な授業改善へとつなげるために、全学的な教育支援・検証体制を確立する。なお、教員の同意を得たうえで、同アンケートの結果をもとに効果が見られた事例を、成功事例として全学的に紹介していく。

IV 学長による改善方針

- ④ FDのうち、全学、各機関が組織的に行っているものについては、教育開発・支援センターがFDの取組みを集約し、その効果等について検証し、新たな教育方法の共有・開発につなげる。なお、「初年次リテラシー教育研修会」など効果のある事例については、全学に周知し、各機関におけるFD導入の促進を図る。

基準4(4) 成果に関する改善方針

- ① 学習成果を測定するための評価指標の開発に取り組む。そのために、すでに学部単位で実施されている英語外部テストのスコア把握や国際日本学部が実施している卒業予定者アンケートによる学習成果達成度調査、メディア授業（eラーニング）についての学習成果測定などのモデルケースを全学に周知し、IRデータベースも活用しつつ、学習成果を検証するための仕組みを、全学的な導入の促進を図る。

基準5 学生の受け入れに関する改善方針

- ① 大学院、専門職大学院の一部研究科においては、定員未充足・超過等のアンバランスがみられ、入試制度等の抜本的な改革が必要である。学部と大学院を含めた本学の教育研究に関わる基本構想を示し、大学院の抱える諸課題の解決に向けた方針を策定する。
- ② 学生の受け入れ方針について、学習・教育目標を達成するために必要な資質を備えた学生を入学させるために設定されたことが、十分に理解されておらず、運用もされていない。方針に定めている求める学生が入学できているのか検証したうえで、各学部・研究科で学生の受け入れ方針の適切性を検証する。また、求める学生が入学できるように、奨学金の拡充等による募集活動の工夫、国際化に対応した国内募集と海外募集の適正比率など、多様な学生の受け入れを検討する。

基準6 学生支援に関する改善方針

- ① M-Naviプログラムは、学生の意識変革・行動変化をもたらすプログラムとして順調に運営されているが、さらなる発展を目指し、参加者の裾野を広げる取組みとともに、他部署との連携や全学的なピア・サポート組織の構築についても検討を進める。プログラムへの参加によって、学生が学生生活の中で意識や行動に変化があったのかを検証・評価するシステムも構築する。
- ② 外国人留学生に対する就職支援については、2014年度から就職支援事業を開催するなどの取組みを行っているが、参加した外国人留学生へのアンケート実施、留学生に特化した企業説明会や学内採用選考会の実施などさらなる取組みを進めるとともに、達成目標を設定し、成果の検証を行う。
- ③ 現行の奨学金制度は学生のニーズに合致していないケースもあるため、学業奨励型、経済支援型、学生生活支援型それぞれにおける新制度の検討を行うとともに、将来に向け、大学全体としての新たな奨学金制度を構築するための検討を進める。

基準7 教育研究等環境 に関する改善方針

- ① 生田及び和泉キャンパスでは、築50年を超える老朽化した校舎があり、バリアフリーも不十分であるため、優先順位に基づいた施設整備計画を立てる。また、中野キャンパスは、学生の十分な学修・課外活動を可能にするキャンパスの実現に向け、特に図書館の整備を視野に入れた第2期計画の推進を図る。また、教育環境としてアクティブラーニングの導入に対応した教室や図書館（グループ閲覧室等）の整備を行う。
- ② 「リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度」を確立し、研究開発等に知見のある人材を確保して研究推進を行うとともに、私立大学研究ブランディング事業等の動向も視野に入れながら、研究戦略の選択と集中についても検討しながら、研究推進を図っていく。

基準8 社会連携・社会貢献 に関する改善方針

- ① 全学的な社会連携・社会貢献の方針を、大学をとりまく社会環境の変化及び本学における震災復興支援や国際的な社会連携の実態に合わせて改訂し整備するとともに、大学全体として検証する仕組みの整備を検討する。
- ② 国際的な社会連携についての方針を明確化し、国際機関UNHCRとの連携、海外拠点の活動拡充を推進する。

基準9 管理運営・財務 に関する改善方針

- ① 職員が担当する業務の責任は大きくなっている。特に教職協働という概念が浸透していくことにより、これまでは教員の補佐的な役割であった業務を職員自らが企画提案するケースも多くなる。SDの促進の一環として各種研修の実施、大学院在学研修等により業務マネジメント力の育成を図る取組み、さらには海外職員研修を通じたグローバル化適応能力養成などを更に進めていく。
- ② メリハリのある予算となるよう「教育・研究に関する年度計画書」を実行可能性のあるものとする。
- ③ スーパーグローバル大学創成支援事業においては国による補助事業は支援額が漸減することは明らかであるが、補助金の不足分を補てんし、構想調書に基づいた国際化政策を推進していく。

基準10 内部質保証 に関する改善方針

- ① 適切な目標設定やエビデンスに基づく評価等、PDCAサイクルを的確に機能させるため、点検・評価（実績の把握面）において効果のあったExcel®を活用した検証にあたってのナビゲーションを、目標設定や評価方法の側面にも拡張する。特にナビゲーションには、データの読み方や分析視点を示す等、検証作業に資する内容を取り入

れる。

- ② IRデータベースについて、基礎数の把握のみならず、教育の質的向上に寄与するために、学習成果（履修成績状況など）や教育課程の特徴（科目設置状況など）を把握し、それらの検証・改善に資する資料を提供できるよう整備する。そのため、全学共有の教育情報の利活用に関わる責任体制の明確化を図る。
- ③ 学外者の意見を大学運営に反映させるために、各機関で行われている学外者との交流の機会（父母会、高校訪問、就職懇談会等）について、従来の趣旨に加え大学へ意見を受ける場を設定し、教育の質的向上に活用する仕組みを整備する。

優先的に取り組む改善・改革事項

以上、評価基準に則して改善方針を示したが、特に全学的な課題として、総合的かつ重点的に取り組むべき事項は以下のとおりである。

なお、取り組むべき事項は、その内容面から、法令（学校教育法、大学設置基準等）や文部科学省等からの通知・通達の遵守に関係する事項を「教育の質保証に関わる基盤的な事項」とし、一方、本学独自の理念・目的に照らして実現すべき事項を「本学独自の教育の質向上に関わる事項」として区分けし、示している。

1 教育の質保証の基盤的な事項（法令順守）に関わる方針

- ① 「教育目標」「3つのポリシー」の明確化
 - ・ 明治大学全体の「教育目標」「3つのポリシー」の明確化
 - ・ 各学部・研究科の定める教育目標や各種方針との整合性及び体系性の確立
 - ・ 大学全体及び各学部・研究科の学習成果の明確化
- ② 学生の主体的な学びへつなぐ教育活動の活性化
 - ・ 教育業績やシラバスを検証・改善するための全学的な責任体制の整備
 - ・ 組織的なFDの実施（シラバスの精粗の解消、教育方法や手法の導入など）

2 本学独自の教育の質向上に関わる方針

- ① スーパーグローバル大学創成支援事業を中心とした教育の国際化
 - ・ 体系的なグローバル人材育成プログラムの構築
 - ・ 英語学位コースの増設
 - ・ 海外拠点の利活用の推進
- ② 教育の質的転換に向けた各施策の推進
 - ・ 「総合的教育改革」の実現（アクティブラーニングの全学的な導入など）
 - ・ 教育を改善していくための学習成果の測定と、測定にあたっての指標の開発

以上